

2024年8月23日

最高裁判所第2小法廷 御中

上申書

ホームヘルパー国賠訴訟原告 伊藤みどり

記

私は2011年8月から現在もホームヘルパーとして働いています。きっかけは年金生活では生活ができないという理由で資格を取得しヘルパーになりました。

3人の原告の中では唯一、大手営利企業で働いています。私の働いている会社は介護保険制定前に家政婦紹介所と訪問看護をしていたとのこと。そして国の介護保険制度設立と同時に訪問介護事業に参入したとのこと。雇用契約書も明示されており変形労働時間制をとっているように見えました。今回ホームヘルパー国賠訴訟の原告になったのは、雇用契約書は法律要件を満たして見えたが、実際は形だけで労働基準法に違反しており出来高支払い制度であることに直ぐに気がつきました。介護報酬改定ごとに働き方も介護の理念も壊れていく事を、身をもって体験しました。同僚もベテランほど介護保険制度の激変に失望し「介護とは言えなくなった」と多くの人が辞めていきました。そんな時に藤原るかさんと知り合ったのです。

高裁判決では賃金水準の改善と人材確保が長年の政策課題であることを認めました。一審では3名の単なる愚痴不平不満だと切り捨て国の政策の結果である事すら認めませんでした。高裁の判決では処遇改善を進めている途上で解消に至っていないことをもって直ちに規制権限不行使が違法とまでいえない。介護報酬改定の大臣告知は不合理とは言えても著しく不合理とまでは言えないと退けたのです。判決言い渡しは今年の2月2日でした。しかし、この判決には、1月20日に大臣告知され4月から実施された「訪問介護の基本報酬引き下げ」という著しく不合理な政策決定について1行たりとも検討されていません。そのことによって36.7%の赤字事業所は、倒産、閉鎖、営業譲渡が止まりません。訪問介護事業所の空白地方自治体も97件と増えているとのこと。この事態は、私の事業所のある三鷹市でも同様に要介護認定を受けても人手不足で介護契約ができない事態まで来ています。

この猛暑によって更に高齢ヘルパーの離職も増えています。超高齢化社会なることがわかっていながらとっている政策は真逆な事が進んでいます。税と介護保険料を強制徴収しながら介護保険を必要としている人たちが契約も結べない事態になっているのです。この状況でも国は大臣告知で経営実態調査に基づき改善を図っているので規制権限の不行使とまで言えないとし事業所責任にしています。しかし訪問介護の基本報酬引き下げによって現実に訪問介護崩壊の危機が進んだことは著しく不合理であり、裁判の行く末に多くの訪問介護事業所も注視しているところです。

どうか私たちの上告理由を真摯に受け止めてください。